

2022年

秋

どうそ 満

議員活動報告



発行責任者 道祖 満
飯塚市鯉田2525-44
TEL 25-3280

つくります!
newしいづがライフ

飯塚市議会議員 どうそ 道祖 満

秋の月山べさやかに照らせるは

落つる紅葉の数を見よとか

(よみ人知らず)

皆様お元気ですか。

9月18日・19日の台風14号は、特別警報級の勢力になるとの予報で、緊張いたしました。皆様は、どう対応されましたか。

わたしは、停電、断水した場合の備えとして、携帯ガスコンロ・ボンベの用意、懐中電灯・電池の用意、飲料水を鍋等へ確保、風呂に水を貯める等の対応をしましたが、幸いなことに、勢力は弱まり被害が無くて済みました。

市の災害対策本部の発表では、災害避難者が884人とありました。

多くの皆様が不安な1日を過ごされたと思います。

しかし、自然とは不思議なもので、台風一過、酷暑と言われる今年の夏も、お彼岸が過ぎて凌ぎ易くなって来ました。

この議員活動報告を、皆様の手元に届ける頃には、新型コロナウイルス感染症も落ち着き、秋本番の気候となっているのではないかと思います。

飯塚市議会では、令和4年9月5日より9月28日まで、9月定例会が開催されました。

今回の定例会では、「市の職員の兼業について」と、来年の4月に施行されます福岡県議会議員選挙・飯塚市議会議員選挙に向けて「各選挙の投票率向上への取組について」一般質問を行いました。



令和4年9月定例会市議会が開催されました。

令和4年9月定例会市議会が、9月5日から9月28日まで開催されました。

今回の定例会市議会で審議された主なものは、次の通りです。

◎令和4年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）

主なものとして、住宅取得移住奨励事業費を（市内に住宅を取得する移住者に対し、新築・中古を問わず1世帯当たり100万円、15歳以下の子ども1人につき10万円加算する補助金制度）1億1,160万9千円増額補正し、1億8,163万7千円とする。飯塚駅周辺整備事業費を1,175万5千円増額補正し、1億2,826万9千円とする。子育て世帯等臨時特別支援事業費国庫補助金返還金を増額補正、5,436万7千円。保育所等給食費支援事業費を増額補正し、2,390万2千円。計2億2,403万5千円を増額補正し、832億5,610万6千円とするもの。

◎飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例

育児休業の取得促進に伴い適切な定数管理を行うため、定数外の職員に育児休業中の職員を加えるもの。（令和5年4月1日から施行）

◎飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員の育児休業等を改定する人事院規則等の改正が行われたため、これを参考にして関係規定を整備するもの。（令和4年10月1日から施行）

◎飯塚市税条例等の一部を改正する条例等 督促手数料を廃止するため、関係規定を整備するもの。（令和5年4月1日から施行）

◎飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

幸袋交流センターの新築に伴い、位置及び使用料を改正するもの。幸袋50番地から目尾1020番地1に変更（令和5年4月1日から施行）

◎飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

料金の端数処理等を変更するもの。10円未満切り捨てを削除（令和5年4月1日から施行）

◎契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設電気設備工事）

2億562万7,400円で、九電工・米村特定建設工事共同企業体と契約するもの。

◎契約の締結（仮称 楽市・平恒統合保育所園舎建設工事）

5億650万6千円で、神崎建設株式会社と契約するもの。

入札は、従来の総合評価落札方式で行われました。

（総合評価落札方式についてはこの方式の廃止を求める請願が出され、昨年9月定例会市議会で、議長を除く27人中、欠席1人、賛成14人、わたしを含め反対12人で請願が採択されました。）

今回の契約の締結議案は、議長を除く27人中、欠席1人、わたしを含め賛成22人、

反対 4 人で可決されました。

◎損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故）

新人バレーボール大会において、右膝を負傷した生徒を、生徒の意思を確認はしたが、試合に出場を続けさせた部活動顧問の判断に過失があったため、損害賠償金 193 万 6, 418 円を支払うもの。

その他、市道路線の廃止が 1 件、市道路線の認定 7 件、固定資産評価審査会委員 1 名の選任の議会の同意を求めること、人権擁護委員 5 名の推薦につき議会の意見を求めること、令和 3 年度各会計の歳入歳出決算の認定について、審議されました

「新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願」については、不採択

6 月定例会で審議し可決された、新体育館に設置する移動式観覧席の議案「財産の取得（移動式観覧席）」について、「新体育館の移動式観覧席についての不透明さを明らかにするため、百条委員会を設置することを求める請願」が出されました。

「財産の取得（移動式観覧席）」の内容は、市民公園に整備中の新体育館に移動式観覧席を、7, 843 万円で新立岩にある「グッドイナフ株式会社」から取得するものです。

この議案は、6 月定例市議会の協働環境委員会で審査され、委員会では全会一致で可決され、本会議においても議長を除く 27 人中、賛成 15 人、反対 12 人で可決されたものです。

請願者の提案理由は、「少なからぬ議員さんから、この件についての発言がありましたが、不透明なまま、議論は終えられ、採決されたと感じています。」「議論が十分でなかった、不透明さを感じたので、地方自治法第百条に基づき調査権のある委員会の設置をし、審議することを求める。」と、言われています。

この請願については、令和 4 年 9 月 20 日開催の議会運営委員会で審査されました。

委員会では、紹介議員から請願の趣旨説明を受け、審査が行われました。

その審査結果は、賛成少数で不採択となりました。

この議会運営委員会の審査結果の委員長報告に対して、令和 4 年 9 月 28 日開催の本会議で賛否が問われましたが、「市民が納得いかないので調べてと言っているので、百条委員会の設置に賛成する。」「十分な審議がなされた。不十分であれば所管事務調査や、継続審査とすることも考えられたので、百条委員会の設置に反対する。」との討論があり、議長、欠席 1 人、退席 1 人を除く 25 人中、賛成 9 人、反対 16 人で、請願は不採択となりました。（わたしは、業者選定の入札行為では、市の事務手続に何ら問題は無く行われたと判断しましたので、請願については反対致しました。）

「市職員の兼業について」一般質問

飯塚市では、「地域貢献活動応援制度」を、令和3年4月に定めています。

この制度は、「地方公務員の社会貢献活動に関する兼業について」の飯塚市の制度です。

以前、同僚議員の一般質問の答弁で、この制度の趣旨については、総務部長は次の様に言われています。

「本制度は、飯塚市職員の営利企業等の従事制限に関する規則に基づく指針を明確に示すことにより、職員が街づくりの担い手として様々な地域活動団体の活動に携わることで、様々な経験や知識、多角的な視点を市職員が身に付け、変化の速い社会情勢や行政への多様なニーズに対し柔軟に対応できることになり、行政サービスの向上につながることを目的にと致しております。」

「報酬を伴う活動であっても、社会性、公益性、計画性が高いものについて従事することを許可し、活動に参加する職員を積極的に支援することが本制度の目的でございます。」

「従事するには「営利企業等就職許可申請書」の提出が求められています。」

わたしは、市民の皆様は市職員が、日常業務はもちろんのこと、地域に根差した活動に積極的に参加して地域づくり、街づくり取組でほしいと期待を持たれていると感じています。

従って、この「地域貢献活動応援制度」の制定は歓迎していますが、この制度では、「営利団体」に対しての取り決めは定めていますが、「非営利団体」で発生する有償の場合の取扱いが明確に示されておらず、制度の実効性を高めるため、制度の見直しを要望致しました。

質問 現行の「社会貢献活動に関する兼業」の際、兼業許可は、「営利企業等就職許可申請書」以外のものがあるのでしょうか。

答弁 「営利企業等就職許可申請書」以外は無い。

質問 地方公務員法第38条は、①営利団体の役員等を兼ねること。②自ら営利企業を営むこと。③報酬を得て事務・事業に従事すること。とされていますが、これらに該当しなければ、兼業許可を必要としないと理解して良いのでしょうか。

答弁 質問者が言われる3項目に該当しなければ兼業許可を必要としない。

質問 2019年3月に内閣官房内閣人事局から「国家公務員の兼業について（概要）」が出されていますが、この中で、国家公務員法第104条で国家公務員の兼業について考え方が示されており。この中で、国家公務員法第104条の兼業について（1）兼業先及び兼業する事業・事務について。では、「非営利団体における兼業が可能」とされています。

「地域貢献活動」をされている非営利団体は色々あると思いますが、飯塚市では市職員がこの非営利団体において兼業することは可能ですか。

また、可能であるならば定められた規則等がありますか。

答弁 非営利団体については、地方公務員法第 38 条第 1 項に規定する「営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体」とは考えられないので可能である。しかし、非営利団体から報酬を受ける場合は、地方公務員法第 38 条第 1 項に規定する「事業若しくは事務に従事すること」に該当するので許可が必要となる。

質問 市内の各自治会への加入数が低迷している原因は、自治会の役員の成りたくない等の理由があると聞いています。そこでお尋ねいたしますが、自治会は非営利団体に分類されると思いますが、自治会に市職員は加入することが出来ますか。加入が可能であるならば、自治会での役員等の役職に就くことは出来ますか。

また、役員になれる市職員は、一般職、会計年度職員、再任用等の職種において制限がありますか。

答弁 報酬を受けることが無ければ、自治会に加入し活動することは出来る。役員になることは、市役所業務に影響を及ぼす可能性があるため、慎重に判断する必要がある。役員等に報酬が支払われる場合は、許可を受ける必要がある。また、いずれの職員も該当する。

質問 昨年度定めた「地域貢献活動応援制度」は、営利団体からの報酬を得て活動することを示すことに留まっている。制度の主旨を十分に反映していないと考えますが、どう考えられますか。

答弁 質問者が言われる通り、現制度のみでは主旨を達成できるものではない。このため、許可が必要ない地域活動の例示や、報酬等を得ない非営利団体での活動を明示するなどの対応を検討していく必要があると考えている。

質問 2025 年から中学校の部活動が、地域に移行する予定もあり、地域では市職員への期待が大きくなってくると考えます。市職員が積極的に地域活動が出来る仕組みが必要と考えますが、市はどの様に考えますか。

答弁 今後、市民と協働の街づくりを進めるためには、市職員の地域で果たす役割が益々重要であると認識している。市職員が積極的に地域に貢献できる仕組みが必要であると考えているので、関係部署との協議や先進自治体の研究を重ねていく考えである。

今回の一般質問で、「地域活動の中核をなす身近な非営利団体の自治会に、市職員は加入することは出来るが、報酬が生じる役員、隣組長になる場合は、市の許可が必要。」との見解が改めて示されました。現行の地域貢献応援制度では、市職員が柔軟に対応できる様には明確には示されておらず、今後制度の見直しを行い、地域貢献活動の充実を図るとの答弁があり、今後の取り組みに期待して質問を終わりました。

各選挙の投票率向上への取り組みについて

2019年の6月定例会市議会の一般質問で、投票率向上への取り組みについて、選挙管理委員会の考えを質していますが、その際の選挙管理委員会の答弁では、「投票率の向上については、物理的課題の解決と、常時啓発の強化が有効ではないかと考える、今後は選挙管理委員会全体で投票率向上について研究をしていきたい。」との考えが示されていました。その後、各種選挙が実施されていますが、選挙管理委員会の投票率向上への取組状況と、その結果、投票率はどの様になっているのか。今後の取組についてはどの様に考えているのか。再度、質すと共に、期日前投票の投票率の向上のため「予約乗合タクシー」を有効に利用することを提案致しました。

質問 2019年6月の一般質問後の各種選挙での投票率向上への取組みはどうなっていますか。

答弁 令和元年6月以降の新たな啓発事業は、令和3年4月の県知事選挙から、LINEを活用した啓発事業を行っている。また、期日前投票のためコミュニティバス、予約乗合タクシーを利用した場合の運賃を選挙管理委員会が負担する移動支援事業を行っている。

質問 投票率向上の研究は、どうされていますか。

答弁 商業施設への期日前投票所の設置、期日前投票の投票時間の延長、交通弱者への移動支援や移動期日前投票所の設置などが行われている他の自治体の情報を収集している。

質問 近年の選挙の投票率の推移についてはどうなっていますか。

答弁 令和4年7月10日施行の参議院議員選挙は前回より4.97%増の45.27%であったが、他の選挙では投票率は下がっている。

質問 投票率が下がっているとのことですが、高齢化が進む中、移動が困難な有権者のため投票所への移動支援は有効な方策と思いますが、利用状況はどうなっていますか。

答弁 期日前投票での移動支援事業の利用人数は、令和元年7月の参議院議員選挙122人、令和3年4月の福岡県知事選挙47人、令和3年10月の衆議院議員選挙92人、令和4年7月の参議院議員選挙82人となっており、若干減少傾向にある。

質問 利用者が少ない原因はこの制度を知らない人が多く、周知が不十分ではないかと考えますが、如何でしょう。

答弁 ご指摘の様に周知が十分ではなかった部分もある。様々な機会をとらえて周知に努めたい。

質問 利用者が少ない原因は、コミュニティバス、エリアワゴンの運行路線の中には、期日前投票所が停留所となっていない路線があるからではないか。

予約乗合タクシーの利用には事前に利用登録が必要で、穂波地区・筑穂地区・庄内地

区・颯田地区の利用者は地区内の支所の期日前投票所まで利用可能であるが、鯉田地区は颯田支所の期日前投票所は利用できるが、市役所での期日前投票所には利用できない。

また、二瀬地区・幸袋地区・飯塚東地区・鎮西地区は予約乗合タクシーの利用地域の中に期日前投票所が設置されていない。

立岩地区・飯塚片島地区・菰田地区については予約乗合タクシーの利用地域ではない。

飯塚市のコミュニティ交通の考えは、公共交通に繋ぐことを基本としているので、選挙の際の利用については、交通弱者の利便性を考え、仕組みを変えて取り組むと、投票率は向上するのではないかと考えますが、如何でしょうか。

答弁 選挙時に自宅から投票所への移動が困難な交通弱者に対して移動支援事業を行うことは、投票率向上に重要な取組であると考えている。前向きに検討して行く。

飯塚市予約乗合タクシー 利用者登録票

利用を希望する方は、必須事項(□太枠部分)をご記入いただき、この登録票を下記まで提出してください。

【提出方法・登録について】

提出先	回収箱 へ 投函	・市役所本庁 (1階総合案内前) ・支所 ・交流センター (旧:地区公民館)
	郵送 ・ FAX	〒820-0066 飯塚市幸袋526-1 福岡ソフトウェアセンター内 予約乗合タクシー受付係 宛 FAX.0948-21-6611

提出後4~5日後には登録完了
(登録完了後に予約受付できます)

※登録完了のご連絡や登録証の発行は行っていません。
※利用者登録票提出後、提出/回収状況によっては、登録完了するまでに時間がかかる場合があります。
登録完了のご確認は予約センターにご連絡ください。
(☎0948-21-6600/FAX:0948-21-6611)

※同じお住まいで複数の方が登録される場合には、1枚で5人の登録ができます。

※携帯電話をお持ちの方で、携帯電話から予約される方は携帯電話番号を必ずご記入ください。

利用を希望する方	住所 〒	障がい者手帳 あり <input type="radio"/> なし <input type="radio"/>	
	フリガナ	性別(性自認)	生年月日
	氏名	男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/>	昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 <input type="radio"/> 年 月 日
	電話番号	携帯電話番号	

(予約乗合タクシーの利用者登録票の登録の手続き部分)

現行の飯塚市「コミュニティ交通の予約乗合タクシー」は、どなたでも、一定の区域内で、希望する日時、乗車場所、目的地を予約することで、他の利用者と同乗で、1回300円で利用できます。令和4年7月に行われた参議院議員選挙では、選挙管理委員会の移動支援として期日前投票を利用する場合は、行き帰りの運賃を無料としています。

しかし、この移動支援は、旧飯塚市内では、鯉田地区のみが颯田支所の期日前投票所に限って利用できますが、鯉田以外の旧飯塚市内の地区では、期日前投票では利用できない状況にあり、利用のための改善が必要だと考えます。

経済建設委員会報告

令和4年9月15日開催の経済建設委員会では、「令和3年度飯塚市水道事業会計決算の認定」について審査が行われ、認定すべきものと決定致しました。

水道事業では、有収率が87.3%と、前年度に比べ0.3%減少しています。その原因について質問したところ、漏水量の増加が考えられる、今後、有収率を向上させるため、漏水調査や老朽管の更新を行い漏水量の削減に努めるとの答弁がありました。

また同僚議員から、水道事業会計は、将来的な設備更新を見据えて、計画的な運営を行って、適正な水道料金に反映してもらいたいとの要望がありました。

「有害鳥獣被害防止について」所管事務調査

経済建設委員会で、「有害鳥獣被害防止について」所管事務調査を行いました。福岡県農業共済組合に照会したところ、猪・鹿による被害金額は次の通りです。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
飯塚地区	294万6千円	492万7千円	545万7千円
穂波地区	129万3千円	15万9千円	10万6千円
筑穂地区	252万円	229万円	380万7千円
庄内地区	10万1千円	10万6千円	44万3千円
穎田地区	7万2千円	0円	67万1千円

農水省の鳥獣被害防止総合対策交付金の資料によると、「鳥獣被害対策は、個体群管理（鳥獣の捕獲）、侵入防止対策（柵の設置等による被害防除）、生息環境管理（放任果樹の伐採、刈払いによる餌場・隠れ家の撲滅）の3本柱が鉄則であるとされています。

農家の人たちは自己防衛をしていますが、限度があり、交付金を活用した侵入防止柵を設置することに取り組んでいます。

申請があった場合、施設整備の要件（受益戸数3戸以上）が、満たされたものには、速やかに交付金を支給する様に取り計らいを、市に要望しました。

オートレース場の前に鳥獣保護区がありますが、この保護区から出入りしている猪を見かけますが、「鳥獣保護区の中での捕獲活動は可能なのか」との問いに対して、市の許可を持っている捕獲員であれば可能とのことでした。（実際に、6月、7月に日新館の近くにわなを設置し捕獲したとのことでした。）

市内での、猪、鹿の捕獲数（駆除数）は、

令和元年度 猪 1,248 頭 鹿 529 頭

令和2年度 猪 1,578 頭 鹿 472 頭

令和3年度 猪 1,221 頭 鹿 700 頭です。



令和4年9月福岡
立憲民主党タウン・
ミーティングにて、
古賀之士参議院議員と